

登録施工業者の流れ

《昨年との主な改正点》

※令和7年度より、助成金申請時の提出書類に固定資産税・都市計画税納税通知書 写し（表紙と対象家屋掲載ページ）が追加されました。

・・・・・・・・概要・・・・・・・・

- * 工事費が5万円以上（消費税抜き）から対象です。
- * 助成金額の補助率は20%、上限20万円です。
- * 函南町に町税等の納税義務を有し滞納がない方が対象です。
- * 助成対象建物は次の通りです
 - ・ 居住用建物
 - ・ 町内で営業している店舗等（※条件1）、法人申請可。
- * 助成対象工事
 - ・ 助成対象建物にかかる修繕、改良および改築。
 - ・ 屋内の手すり、スロープなどの設置工事。
 - ・ ブロック塀等の改善工事（※条件2）。

条件1 次のすべてを満たすこと。

- ① 現に町内で店舗等営業を行っている
- ② 当該店舗等にかかる固定資産税の滞納がない
- ③ 当該店舗等所有者から工事について承諾がある
- ④ 函南町の町税等を延滞なく納付している
- ⑤ 大規模小売店舗及びチェーン店等でないこと

条件2 ブロック塀、石塀、レンガ塀を安全な塀（根入り30cm以上の基礎工事を要し、金属フェンスなどの軽い柵）に改善する工事。

～詳細は函南町リフォーム助成事業取扱要領に記載してあります～

申請に関わる全ての書類は最新の様式を使用してください。
専用HP（申請用紙等はこちら）<https://kannamisci.jp/reform/>

5/20（火）AM10:00に掲載いたします

1. 登録施工業者の登録申請書を商工会へ提出する

- I 提出書類 ①「函南町商工会リフォーム助成事業施工業者登録申請書」
(様式第9号)
- ② 令和7年度函南町商工会リフォーム助成事業同意書
申請書の下段に承諾の署名と捺印を頂くことで、町へ納税
確認をさせていただきます。
- II 提出先 函南町商工会
- ※滞納がある場合には登録施工業者の登録ができません。

2. 登録施工業者決定通知書の発行

- ①登録申請書を確認後、登録いただいた施工業者様へ「函南町商工会リフォーム助成事業登録施工業者決定通知書」を発行します。

3. 助成金申請希望者より直接問い合わせあり

- ①助成金申請希望者様との商談は施工業者様でご対応ください。
- ②助成金申請希望者様に町税等の滞納がありますと助成が受けられませんので必ず助成金申請希望者様に町税等の滞納のないことを確認してください。申請後に滞納が分かった場合には申請を取消とさせていただきます。

4. 登録施工業者様によるリフォーム助成金申請書等の作成・提出の代行業務

- I 提出書類
- ① 令和7年度より 固定資産税・都市計画税 納税通知書 写し
(表紙と対象家屋掲載ページ)
- ②「函南町商工会リフォーム助成事業申請書」(様式第1号)
個人用/法人用
- ③「工事着工前証明書」(様式第2号)
- ④「委任状」(様式第3号)
- ⑤見積書
- ⑥「リフォーム助成事業の利用に関する改装承諾書」(様式第4号)
※注1
- ⑦耐震診断書(昭和56年5月以前に建てた建物の場合)
※町税等の滞納がある場合には助成金申請できないため、助成金申請希望者様に町民税等の滞納がないことをご確認いただき、町に納税確認を依頼することをあらかじめお伝えください。(助成金申請希望者様の納税証明書の添付は不要ですが、納税確認には1週間程度かかります。工事を急ぐ場合には納税証明書を添付していただいても構いません。)
- ※転居等により函南町で納税確認できない方は、電気や水道など公共料金の利用状況がわかる請求書等を添付してください。

注1) 賃貸店舗等のリフォームの場合には賃貸人様の承諾書「リフォーム助成事業の利用に関する改装承諾書」(様式第4号)が必要です。

II 提出先：函南町商工会（郵送不可）

5. 審査

①提出された書類の内容について審査会で審査をさせていただきます。

6. 審査結果の連絡

①審査の結果は「函南町商工会リフォーム助成事業工事許可決定通知書」を助成金申請者様宛に郵送いたします。

7. 工事着工

①工事許可決定通知書確認後、工事着工してください（厳守）。

②施工中の写真を撮影してください。次の2種類が必要です。

A) 工事箇所ごとに工事着工前・中・後を通じて工事部分を同じ部分、同じ場所、同じ角度から撮影した写真。

B) 工事部分を中心に広範囲（屋根や壁など建物等の全体写真）を撮影した写真。

※写真の添付は着工前・中・後を通じて同じ順番に並べてください。

8. 完成

9. 工事代金の受領

①工事代金は銀行振込で受領してください。現金での受領は不可。

※申請者と振込人が同一名義であることを確認してください

10. 登録施工業者様による工事完了報告書と助成金請求書の作成・提出の代行業務

申請者からの工事代金振込入金後2週間以内に助成金請求の手続き（完了報告書他一式）を行ってください。

I 提出書類

①「函南町商工会リフォーム助成事業工事完了報告書」(様式第6号)

②「工事施工中写真」(様式第7号-1)

③「工事完了証明書」(様式第7号-2)

④「函南町商工会リフォーム助成金請求書」(様式第8号)

⑤ 工事代金を振込した際の振込依頼書（控）（コピー可）

⑥「函南町商工会リフォーム助成事業変更申請書」(様式第5号)

※注2

⑦見積書（申請内容の変更内容がわかるように作成）※注2

⑧申請料3,000円（施工業者負担）

注2）工事完了報告書の工事代金と助成金申請時の工事代金が相違する場合に提出してください。その際、工事内容および工事代金の変更が明記された見積書を添付してください。

II 提出先：函南町商工会（郵送不可）

11. 提出された工事完了報告書等の確認

①提出書類の最終確認を審査会で行います。

12. リフォーム助成金のお振込み

①工事完了報告書等に不備問題がなかった場合には、助成金申請者様へ「函南町商工会リフォーム助成事業交付通知書」を郵送、ご指定の口座へお振込いたします。（交付通知発行からお振込みまで1週間程度かかりますのでご了承お願い致します。）